

# 南阿蘇村商工会

## 令和3年度熊本県商工会青年部「若い経営者の主張」発表大会の開催

7月16日に令和3年度熊本県商工会青年部「若い経営者の主張」発表大会がホテル日航熊本にて開催されました。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、開催規模を縮小した開催となり、県内各ブロックの代表9人が10分間の主張発表をおこない、最優秀賞、優秀賞を決定しました。最優秀賞の受賞者は、秋に開催される九州大会にて、熊本県代表として発表することになります。

今年は、阿蘇ブロック代表として、(有)丸野石油店の丸野隆大部員が発表をおこないました。テーマは「被災地での商工会青年部の活動と店舗の営業を続けてきたことで学んだこと」で、家業の役割と青年部としての役割、その時に感じた熱い想いを発表しました。

結果は、残念ながら最優秀賞こそ逃しましたが、見事、優秀賞を受賞しました。被災地で経験したからこそ出来る行動や与えられた役割、熱い想いが感じられる素晴らしい発表でした。

商工会青年部は、45歳以下の経営者、後継者の集まりです。

まだ入部されていない人がおられましたら、お気軽に南阿蘇村商工会 Tel0967 (62) 9435までお問合せください。



南阿蘇

消費者相談室から Vol.101

お問い合わせ

南阿蘇消費者相談室 Tel0967 (67) 2244  
相談日 火曜・木曜日 午前10時～午後3時 南阿蘇村役場総務課

高森町消費者相談室 Tel0967 (62) 1111  
相談日 月曜・水曜・金曜日 午前9時～午後4時

## 「送りつけ商法」被害防ぐ新制度 一届いた商品処分できるように

### 一方的な送り付け行為への 対応3箇条

令和3年7月6日以降

一方的に送り付けられた商品は直ちに処分可能に!!

#### その1: 商品は直ちに処分可能

注文や契約をしていないにもかかわらず、金銭を得ようとして一方的に送り付けられた商品については、消費者は直ちに処分することができます。



#### その2: 事業者から金銭を請求されても支払不要

一方的に商品を送り付けられたとしても、金銭を支払う義務は生じません。また、仮に消費者がその商品を開封や処分しても、金銭の支払は不要です。事業者から金銭の支払を請求されても、応じないようにしましょう。

#### その3: 誤って金銭を支払ってしまったら、すぐ相談

一方的に送り付けられた商品の代金などを請求され、支払義務があると誤解して、金銭を支払ってしまったとしても、その金銭については返還を請求することができます。対応に困ったら、南阿蘇村消費者相談室へ相談しましょう。